

平成20年第3回砂川市議会定例会

平成20年9月11日（木曜日）第4号

○議事日程

	開議宣告	
日程第 1	議案第 4号	砂川市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の制定について
	議案第 5号	砂川市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第 6号	砂川市特別職報酬等審議会条例及び非常勤嘱託員等の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 2	議案第 13号	砂川市土地開発公社定款の変更について
日程第 3	議案第 14号	砂川市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
	議案第 15号	砂川市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第 4	議案第 16号	砂川市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
日程第 5	議案第 17号	平成19年度砂川市一般会計決算の認定を求めることについて
	議案第 18号	平成19年度砂川市国民健康保険特別会計決算の認定を求めることについて
	議案第 19号	平成19年度砂川市下水道事業特別会計決算の認定を求めることについて
	議案第 20号	平成19年度砂川市老人医療事業特別会計決算の認定を求めることについて
	議案第 21号	平成19年度砂川市介護保険特別会計決算の認定を求めることについて
	議案第 22号	平成19年度砂川市病院事業会計決算の認定を求めることについて
日程第 6	報告第 1号	平成19年度砂川市健全化判断比率の報告について
日程第 7	報告第 2号	平成19年度砂川市下水道事業の資金不足比率の報告について
日程第 8	報告第 3号	平成19年度砂川市病院事業の資金不足比率の報告について
日程第 9	報告第 5号	監査報告
	報告第 6号	例月出納検査報告
日程第 10	意見案第 1号	道路整備に必要な財源の確保に関する意見書について
	意見案第 2号	新たな過疎対策法の制定に関する意見書について
	意見案第 3号	農業用生産資材高騰に関する意見書について
	意見案第 4号	介護労働者の人材確保と待遇改善に関する意見書について
	閉会宣告	

○本日の会議に付した事件

日程第 1	議案第 4号	砂川市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の制定について
	議案第 5号	砂川市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第 6号	砂川市特別職報酬等審議会条例及び非常勤嘱託員等の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 2	議案第 13号	砂川市土地開発公社定款の変更について
日程第 3	議案第 14号	砂川市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
	議案第 15号	砂川市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第 4	議案第 16号	砂川市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
日程第 5	議案第 17号	平成19年度砂川市一般会計決算の認定を求めることについて
	議案第 18号	平成19年度砂川市国民健康保険特別会計決算の認定を求めることについて
	議案第 19号	平成19年度砂川市下水道事業特別会計決算の認定を求めることについて
	議案第 20号	平成19年度砂川市老人医療事業特別会計決算の認定を求めることについて
	議案第 21号	平成19年度砂川市介護保険特別会計決算の認定を求めることについて
	議案第 22号	平成19年度砂川市病院事業会計決算の認定を求めることについて
日程第 6	報告第 1号	平成19年度砂川市健全化判断比率の報告について
日程第 7	報告第 2号	平成19年度砂川市下水道事業の資金不足比率の報告について
日程第 8	報告第 3号	平成19年度砂川市病院事業の資金不足比率の報告について
日程第 9	報告第 5号	監査報告
	報告第 6号	例月出納検査報告
日程第 10	意見案第 1号	道路整備に必要な財源の確保に関する意見書について
	意見案第 2号	新たな過疎対策法の制定に関する意見書について
	意見案第 3号	農業用生産資材高騰に関する意見書について
	意見案第 4号	介護労働者の人材確保と待遇改善に関する意見書について

○出席議員（14名）

議員 北谷文夫 谷野田江瀨田黒
議員 北矢増中一土小
議員 文裕吉清弘政
議員 夫司章美昭己弘
議員 君君君君君君君
議員 副議長 東武飯吉尾辻沢
議員 田澤浦崎 田
議員 英圭明や静 広
議員 男介彦子夫勲志
議員 君君君君君君君

○欠席議員（0名）

- 本議会上に説明のため出席を求めた者は次のとおりである。報告は次のおりである。○
砂川市教育委員会委員長 佐藤 奥 山 藤 正 一 郎 利 昭彦
砂川市選挙管理委員会委員長 奥曾山 山我俊 治 二 昭彦
砂川市農業委員会会長 小原 熊 二 豊
- 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。
砂川市副市長 小原 熊 善 岡 雅 文
砂川市立病院院長 井栗西 金 上井野 田 小 克久孝 芳侯 一憲 治 進
兼会計管理者 市経済部長 建設部長 建設部長 監事局長 審議監 古 木 中 信 村 繁 俊 夫
砂川市立病院事務局長 砂川市立病院事務局長 砂川市立病院事務局長 砂川市立病院事務局長

- 砂川市教育委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。
教育次長 四反田 下 森 敏 利 明 治 彦
- 砂川市監査委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。
監査事務局局長 中 出 善 岡 雅 文
- 砂川市選挙管理委員会事務局長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。
選挙管理委員会事務局長 栗 井 久 司
- 砂川市農業委員会事務局長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。
農業委員会事務局長 角 加 茂 丸 誠 一 夫
- 本議会の事務局に從事する者は次のとおりである。
事務局 次長 佐々木 純 早 苗 人 苗 田

開議 午前10時00分

◎開議宣告

○議長 北谷文夫君 おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。議事日程はお手元に配付のとおりであります。直ちに議事に入ります。

- ◎日程第1 議案第4号 砂川市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の制定について
議案第5号 砂川市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第6号 砂川市特別職報酬等審議会条例及び非常勤嘱託員等の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長 北谷文夫君 日程第1、議案第4号 砂川市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の制定について、議案第5号 砂川市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第6号 砂川市特別職報酬等審議会条例及び非常勤嘱託員等の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての3件を一括議題とします。各議案に対する提案者の説明を求めます。総務部長。

○総務部長 善岡雅文君（登壇） それでは、私のほうから議案第4号、5号、6号についてご説明を申し上げます。

まず、議案第4号 砂川市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の制定についてご説明を申し上げます。

制定の理由は、地方自治法の一部が改正され、地方公共団体の議員の報酬に関する規定が他の非常勤職員の報酬に関する規定から分離されるとともに、報酬の名称が議員報酬に改められたことから、議員報酬等に関する規定を砂川市特別職の職員で非常勤のものとの給与及び費用弁償に関する条例から分離し、新たに本条例を制定しようとするものであります。

なお、条例の内容につきましては、砂川市特別職の職員で非常勤のものとの給与及び費用弁償に関する条例に規定されていた内容と同様となっているものであります。

裏面をお開きいただきたいと存じます。第1条は、趣旨であり、この条例は、地方自治法第203条の規定により、市

議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものであります。

第2条は、議員報酬であり、議長、副議長及び議員の議員報酬の額をそれぞれ定めるものであります。

第3条は、議員報酬支給の始期及び終期であり、第1項は新たに就任した場合及び職務の異動があった場合の支給について、第2項は退任した場合、第3項は死亡した場合の支給について定めるものであり、第4項は日割りによる支給について定めるものであります。

第4条は、議員報酬の支給時期であり、議員報酬は、市長が定める日に毎月支給するものであります。

第5条は、期末手当であり、第1項は基準日を、第2項は支給額及び支給割合を定めるものであります。

第6条は、期末手当の支給時期であり、期末手当は6月及び12月の議員報酬支給の日にこれを支給するものであります。

第7条は、旅行による費用弁償であり、費用弁償の額及びその基準を規定したものであります。

第8条は、会議等出席の費用弁償であり、市議会議員が議会の会議または委員会等に出席したときは、費用弁償として旅費条例に定める旅費を支給するものであります。

第9条は、費用弁償の支給時期であり、費用弁償の支給時期は、旅費条例の適用を受ける職員の例によることとするものであります。

第10条は、支給方法であり、この条例の規定による議員報酬、期末手当及び費用弁償の支給方法については、この条例に定めのあるものを除くほか、一般職の職員の例によることとするものであります。

第11条は、委任であり、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定めるものであります。

附則第1項は、施行日であり、この条例は、公布の日から施行するものであります。

附則第2項及び第3項は、経過措置であり、第2項は平成21年3月31日までの期末手当の支給割合について、第3項は期末手当の在任期間の取り扱いについて定めるものであります。

附則第4項は、砂川市特別職の職員で非常勤のもの給与及び費用弁償に関する条例の一部改正であり、議員報酬に関する規定を削除し、行政委員及び附属機関の委員の報酬等に関する条例に整理するものであります。

第1条は、行政委員及び附属機関の委員の報酬等の根拠規定を改正し、議員報酬に係る、かかわる部分を削除するものであります。

期末手当に関する第5条及び第6条を削除し、第8条及び第10条について条文の整理を図り、第1条までの規定を2条ずつ繰り上げるものであります。

別表につきましては、議員の報酬額にかかわる部分を削除するものであります。

附則第5項は、砂川市特別職の職員で非常勤のもの給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の廃止であり、当該一部改正条例は平成21年4月1日から期末手当の支給割合を改正する内容となっておりますが、この条例の第5条及び附則第2項において規定したことから、施行日が到来していない当該一部改正条例を廃止するものであります。

以上、よろしくご審議いただきますようお願いを申し上げます。

続きまして、議案第5号 砂川市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

改正の理由は、地方自治法の一部が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次ページをお開き願いたいと思います。附属説明資料でご説明を申し上げますが、第1条、趣旨、この中でアンダーライン部分、第100条第13項及び第14項を第100条第14項及び第15項に改正するものであり、これにつきましては新たに地方自治法で第100条第12項として議会の会議規則の項目が新設されたことにより、引用条項の移動による改正であります。

附則として、この条例は、公布の日から施行するものであります。

続きまして、議案第6号 砂川市特別職報酬等審議会条例及び非常勤嘱託員等の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

改正の理由は、地方自治法の一部が改正され、地方公共団体の議員の報酬に関する規定が他の非常勤職員の報酬に関する規定から分離されるとともに、報酬の名称が議員報酬に改められたことから、引用する条項及び報酬の名称を改正しようとするものであります。

裏面をお開きいただきたいと存じます。第1条は、砂川市特別職報酬等審議会条例の一部を、一部改正であり、第2条中議会の議員の報酬等の、報酬の額を議会議員の議員報酬の額に、報酬等を議員報酬等に改めるものであります。

第2条は、非常勤嘱託員等の給与等に関する条例の一部改正であり、第1条中第203条を第203条の2に改めるものであります。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議をいただきますようお願いを申し上げます。

○議長 北谷文夫君 以上で各議案の提案説明を終わります。

これより議案第4号から第6号まで一括質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第4号から第6号までの質疑を終わります。

続いて、議案第4号の討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第4号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第5号の討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第6号を採決します。
本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第2 議案第13号 砂川市土地開発公社定款の変更について

○議長 北谷文夫君 日程第2、議案第13号 砂川市土地開発公社定款の変更についてを議題とします。
提案者の説明を求めます。

経済部長。

○経済部長 栗井久司君 (登壇) 議案第13号 砂川市土地開発公社定款の変更についてご説明申し上げます。
砂川市土地開発公社の定款変更について、公有地の拡大の推進に関する法律第14号第2項の規定に基づき、市議会の議決を求めるところであります。

変更の理由でございますが、公有地の拡大の推進に関する法律の一部が改正されたことに伴い、本定款を変更するものであり、変更箇所につきましては議案第13号附属説明資料砂川市土地開発公社定款新旧対照表によりご説明申し上げますので、3ページをお開きいただきたいと存じます。左が現行、右が変更後となっております。

公有地の拡大の推進に関する法律を含む関係法律整備法が平成20年12月1日より施行されることから、本定款に定める役員の職務及び権限を規定している第7条第4項は、土地開発公社の役員のうち監事の職務を規定していた民法第59条が削除され、変更後は公有地の拡大の推進に関する法律第16条第8項において監事の職務が明記されることに伴い、変更するものであります。

附則として、この定款は、平成20年12月1日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

失礼いたしました。訂正させていただきます。公有地の拡大の推進に関する法律第14条を第14号と読み違えました。

失礼しました。14条に訂正いたします。公有地の拡大の推進に関する法律第14条第2項の規定でございます。

○議長 北谷文夫君 これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第13号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休憩 午前10時15分

〔教育長退場〕

再開 午前10時16分

○議長 北谷文夫君 休憩中の会議を再開します。

◎日程第3 議案第14号 砂川市教育委員会委員の任命につき同意を求めること

議案第15号 砂川市教育委員会委員の任命につき同意を求めること

議案第15号 砂川市教育委員会委員の任命につき同意を求めること

○議長 北谷文夫君 日程第3、議案第14号 砂川市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、議案第15号 砂川市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての2件を一括議題とします。

提案者の説明を求めます。

市長。

○市長 菊谷勝利君 (登壇) 議案第14号。ただいま上程をいただきました砂川市教育委員会委員の任命についての同意を求める案件でございますけれども、現委員でございます四反田孝治氏は平成20年9月30日をもって任期が満了となりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づきまして、次の者を任命をいたしたいと存じます。

引き続きまして四反田孝治氏にお願いをいたしたいと存じますので、よろしくお願いをいたします。

なお、履歴につきましては裏面に記載のとおりでございますので、よろしくご審議の上、ご同意をお願いをいたしたいと存じます。

続きまして、議案第15号。ただいま上程をいただきました砂川市教育委員会委員の任命についての同意を求める案件でございますけれども、現委員でございます佐藤正一郎氏は平成20年9月30日をもって任期が満了となりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づきまして、次の者を任命をいたしたいと存じます。

記名してございます山田巖氏にお願いをいたしたいと存じますので、よろしくお願いをいたします。

なお、履歴につきましては裏面に記載のとおりでございますので、よろしくご審議の上、ご同意をお願いをいたしたいと存じます。

○議長 北谷文夫君 これより議案第14号の質疑、討論を省略し、直ちに採決します。

本案を、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、本案は同意することに決定しました。

続いて、議案第15号の質疑、討論を省略し、直ちに採決します。

本案を、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、本案は同意することに決定いたしました。

暫時休憩します。

休憩 午前10時18分

〔教育長入場〕〔教育長あいさつ〕

〔山田教育委員入場〕〔山田教育委員あいさつ〕〔山田教育委員退場〕

再開 午前10時21分

○議長 北谷文夫君 休憩中の会議を再開します。

◎日程第4 議案第16号 砂川市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同

意を求めることについて

○議長 北谷文夫君 日程第4、議案第16号 砂川市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

市長。

○市長 菊谷勝利君 (登壇) 議案第16号。ただいま上程をいただきました砂川市固定資産評価審査委員会委員の選任についての同意を求める案件でございますけれども、現委員でございます堀下義雄氏は平成20年9月30日をもって任期が満了となりますので、地方税法第423条第3項の規定に基づき、次の者を選任をいたしたいと存じます。

引き続きまして堀下義雄氏をお願いしたいと存じますので、よろしくお願いをいたします。

なお、履歴につきましては裏面に記載のとおりでございますので、よろしくご審議の上、ご同意をお願いをいたしたいと存じます。

○議長 北谷文夫君 これより議案第16号の質疑、討論を省略し、直ちに採決します。

本案を、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、本案は同意することに決定しました。

◎日程第5 議案第17号 平成19年度砂川市一般会計決算の認定を求めること

議案第18号 平成19年度砂川市国民健康保険特別会計決算の認

議案第19号 平成19年度砂川市下水道事業特別会計決算の認定

議案第20号 平成19年度砂川市老人医療事業特別会計決算の認

議案第21号 平成19年度砂川市介護保険特別会計決算の認定を

議案第22号 平成19年度砂川市病院事業会計決算の認定を求め

○議長 北谷文夫君 日程第5、議案第17号 平成19年度砂川市一般会計決算の認定を求めることについて、議案第18号 平成19年度砂川市国民健康保険特別会計決算の認定を求めることについて、議案第19号 平成19年度砂川市下水道事業特別会計決算の認定を求めることについて、議案第20号 平成19年度砂川市老人医療事業特別会計決算の認定を求めることについて、議案第21号 平成19年度砂川市介護保険特別会計決算の認定を求めることについて、議案第22号 平成19年度砂川市病院事業会計決算の認定を求めることについての6件を一括議題とします。

各議案に対する提案者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 善岡雅文君 (登壇) 議案第17号 平成19年度砂川市一般会計決算の認定を求めることについてご説明を申し上げます。

初めに、決算の概要についてご説明を申し上げますので、3ページをお開きいただきたいと存じます。一般会計の歳入総額は109億5,484万9,024円、歳出総額は107億4,925万8,354円で、差し引き2億559万670円の剰余金を生じる決算となったところでございます。

次に、歳入の構成比を見ますと、自主財源は全体の42.5%で前年比7.9%の増、依存財源は57.5%で前年比7.9%減となっております。なお、自主財源及び依存財源の主な内訳は記載のとおりであります。269ページに決算の財源推移として資料を添付してございますので、後ほどご高覧をいただきたいと存じます。

次に、歳入決算額の対前年度比較であります。3ページの市税から4ページの市債まで、主な増減理由を付して記載をしておりますので、内容の詳細につきましては説明を省略させていただきますが、全体的に申し上げますと税源移譲による市民税の増を初め、道支出金、財産収入、繰入金、繰越金などが増加しておりますが、駅東部地区開発事業の終了による国庫支出金、市債の減のほか、地方譲与税、地方特例交付金、諸収入などが減少しており、歳入総額では前年度と比較して13億7,557万6,284円の減となったところであります。

次に、歳出決算額の対前年度比較、性質別についても、4ページ、人件費から5ページ、普通建設事業費まで、主な増減理由を付して記載しておりますので、内容の詳細につきましては説明を省略させていただきますが、全体的に申し上げますと駅東部地区開発事業の終了による普通建設事業費の減を初め、行政改革の実施に伴って人件費、また積立金などがそれぞれ減少し、歳出総額では前年度と比較して13億2,492,240万9千2,712円の減となったところでございます。なお、270ページに歳出性質別決算の推移について資料を添付してございますので、後ほどご高覧をいただきたいと存じます。

次に、5ページの主な財政分析指標の推移であります。初めに経常収支比率につきましては、毎年度継続して恒常的に収入され、かつその用途が制限されない市税、地方譲与税、普通交付税などの経常一般財源収入が経常的に支出しなければならぬ人件費、物件費、公債費等の義務的経常経費にどの程度充当できるかを示したもので、この率が高いほど財政の弾力性が乏しいこととなります。

次に、財政力指数でございますが、普通交付税算定における基準財政需要額に対する基準財政収入額の割合の過去3カ年の平均値を示したものであり、この率が100%に近いほど普通交付税の交付率が低く、普通交付税算定上の留保財源が大きいことになり、財源に余裕があるということになります。

次に、公債費比率でございますが、この率は標準財政規模から災害復旧費として交付税に算入された公債費を除いた額に対する地方債の元利償還金から元利償還金に充当した特定財源と災害復旧費等として普通交付税の基準財政需要額に算入された公債費を除いた額の割合であり、地方債発行規模の妥当性を判断するための指標として、その率が高いほど公債費の負担が重く、財政構造が硬化していると判断されるものであります。19年度は、18年度と比較して0.1%増の23.1%となったところでございます。

また、起債制限比率でございますが、先ほどの公債費比率の積算額から基準財政需要額に算入された事業費補正の公債費をそれぞれ除いた額に対する割合の過去3カ年の平均値であり、19年度は18年度と比較して0.3%減の16.9%となったところでございます。

なお、17年度決算から記載しております実質公債費比率につきましては、一般会計における元利償還金のみならず、特別会計、企業会計、さらには一部事務組合の元利償還金に対する繰入金、負担金などから算出されるものであり、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の施行により、議会に報告しなければならないとされておりますので、別途報告とさせていただきます。

以上、19年度一般会計決算の概要について申し上げますが、6ページから13ページには一般会計歳入歳出決算書、14ページから17ページには一般会計歳入歳出別決算内訳書、18ページから265ページには予算書に基づき一般会計歳入歳出決算事項別明細書、266ページには実質収支に関する調書、267ページから281ページには各表に基づき一般会計決算説明書、492ページから498ページには財産に関する調書を添付してごいただきますので、ご高覧いただき、よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長 北谷文夫君 市民部長
○市民部長 井上克也君（登壇） 私から議案第18号、議案第20号、議案第21号の3議案についてご説明申し上げます。

初めに、議案第18号 平成19年度砂川市国民健康保険特別会計決算の認定を求めることについてご説明申し上げます。

決算書の282ページをお開きいただきたいと存じます。決算の概要であります。初めに一般概要について申し上げます。平成19年度の財政運営は、財政健全化に対処することを基本として保険税率の引き上げを行い、運営したところであります。昨年に引き続き経営姿勢が認められ、特別調整交付金1,700万円の交付があったところであります。給付状況では、一般分の療養給付費で8億4,431万5,996円、高額療養費で1億684万8,773円、退職者の療養給付費で7億758万934円、高額療養費で4,499万9,882円となり、保険給付費は前年度に比べ5.3%の増となりました。なお、歳入総額25億2,648万4,068円に対し、歳出総額25億1,830万3,815円となり、差し引き818万253円を翌年度に繰り越したところであります。

歳入につきましては、保険税の収入合計は6億387万7,839円で、前年度に比べ9,222万9,142円増収となっており、現年度分収入率は95.0%で、前年度に比べ0.1%の増となり、1世帯当たりの納税額は12万9,310円となったところであります。国庫支出金は6億4,875万5,135円で構成比25.7%、療養給付費交付金は6億7,490万9,735円で構成比26.7%、一般会計繰入金は1億9,194万5,812円で、前年度に比べ2,064万3,746円の増で、構成比は7.6%、その他、道支出金9,749万638円と諸収入等を加えた歳入総額は25億2,648万4,068円となり、前年度決算額と比較して1億9,259万6,575円の増となったところであります。

歳出につきましては、総務費は7,322万6,879円で、歳出総額に対する構成比は2.9%、保険給付費は17億2,084万9,118円で、前年度に比べ8,105万1,799円の増、構成比68.3%、老人保健拠出金は3億6,579万4,276円で構成比14.5%、介護納付金は9,640万1,624円で構成比3.8%であります。その他、共同事業拠出金2億2,926万1,977円、保健事業費1,102万8,843円、公債費10万9,000円、諸支出金2,164万2,878円を加えた歳出総額は25億1,830万3,815円となり、前年度決算額と比較して2億259万,730円の増となったところであります。

なお、歳入歳出決算関連調書につきましては283ページから350ページまでであり、ご高覧いただき、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続いて、議案第20号 平成19年度砂川市老人医療事業特別会計決算の認定を求めることについてご説明申し上げます。

決算書の396ページをお開きいただきたいと存じます。決算の概要であります。初めに一般概要について申し上げます。平成19年度の老人医療給付に要する経費として、歳出総額25億5,376万7,000円の予算を計上し、事業の執行を行った結果、予算額に対し5,567万5,383円減の24億9,809万1,617円で、歳入総額は24億9,063万7,940円となり、実質収支で745万3,677円の不足額が生じましたが、その内訳は支払基金医療費交付金190万7,111円、支払基金審査支払手数料交付金35万3,515円、道医療費負担金536万8,418円の過交付と国庫医療費負担金1,507万6,321円の交付不足によるものであります。したがって、差し引き不足額745万3,677円を翌年度繰り上げ充用により充用したものであります。なお、これは、翌年度においてそれぞれ精算の上、返還または交付されることとなるものであります。

歳入につきましては、支払基金交付金は12億6,735万3,000円で、歳入総額に対する構成比50.9%、国庫支出金は8億1,099万7,410円で構成比32.6%、道支出金は2億300万4,000円で構成比8.1%、一般会計繰入金は2億144万6,949円で構成比8.1%。その他、諸収入783万6,581円を加えた歳入総額は24億9,063万7,940円となり、前年度決算額と比較して1,962万8,615円の増となったところであります。

歳出につきましては、総務費は394万5,647円で、歳出総額に対する構成比は0.2%、医療諸費は24億5,881万5,560円で構成比98.4%。その他、公債費5万円、諸支出金1,374万2,549円、前年度繰り上げ充用金2,153万7,861円を加えた歳出総額は24億9,809万1,617円となり、前年度決算額と比較して554万4,431円の増となったところであります。

なお、歳入歳出決算関連調書につきましては397ページから426ページまでであり、ご高覧いただき、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続いて、議案第21号 平成19年度砂川市介護保険特別会計決算の認定を求めることについてご説明申し上げます。

決算書の427ページをお開きいただきたいと存じます。初めに、一般概要について申し上げます。平成19年度の財政運営は、介護保険事業を円滑に実施することを基本として運営に当たり、介護保険給付に要する経費として歳出総額13億758万7,000円の予算を計上し、事業の執行を行った結果、予算額に対し3,115万7,573円減の12億7,642万9,427円で、歳入総額は12億8,695万6,939円となり、差引額は1,052万7,512円であります。その内訳は、国庫負担金514万4,101円、国庫補助金42万6,545円、道負担金426万5,406円、支払基金交付金66万2,860円の過交付及び保険料の還付未済2万8,600円によるものであります。なお、過交付及び還付未済となったものにつきましては、翌年度において返還、還付するものであります。また、道補助金2万6,837円、支払基金交付金695万8,170円の交付不足分については、翌年度において精算交付後、全額を介護給付費準備基金に積み立てるものであります。

歳入につきましては、第1号被保険者保険料は2億782万2,800円で、歳入総額に対する構成比16.1%、国庫支出金は2億9,189万9,455円で構成比22.7%、道支出金は1億9,759万9,208円で構成比15.4%、支払基金交付金は3億6,761万5,663円で構成比28.6%、繰入金は一般会計計が1億7,242万8,724円、基金分が1,562万8,759円、合計1億8,805万7,483円で構成比14.6%、繰越金は2,745万4,170円、構成比2.1%、これに財産収入36万2,388円、分担金及び負担金615万8,952円を加え、歳入総額は12億8,695万6,939円となり、前年度決算額と比較して9,727万6,871円の増となったところであります。

歳出につきましては、総務費は1,215万2,856円で、歳出総額に対する構成比は1.0%、保険給付費は11億9,847万7,967円、構成比93.9%、財政安定化基金拠出金は109万2,281円で構成比0.1%、地域支援事業費は3,634万9,876円で構成比2.8%、諸支出金は2,757万9,560円、546円で構成比2.2%、これに基金積立金57万6,901円、公債費20万円を加え、歳出総額は12億7,642万9,427円となり、前年度決算額と比較して1億2,574万5,640円の増となったところであります。

なお、428ページから491ページまで歳入歳出関連、決算関連調書を提出しておりますので、ご高覧いた

き、よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長 北谷文夫君 建設部長。
○建設部長 西野孝行君（登壇） 議案第19号 平成19年度砂川市下水道事業特別会計決算の認定を求めることについてご説明いたします。

決算書の351ページ、決算の概要をごらんいただきたいと存じます。初めに、一般概要についてであります。公共下水道整備事業は昭和54年度から流域下水道工事と並行して補助事業及び単独事業を行うとともに、事業区域の拡大を図りながら整備を推進し、平成19年度末現在の下水道普及率は92.4%となりました。これに伴い、水洗化率は96.7%となり、下水道施設の効率活用に努めてきたところであります。また、個別排水処理施設整備事業につきましては、平成8年度から事業に着手し、生活環境の整備、改善と生活排水の適正な処理を図るため合併処理浄化槽の普及に努めてきており、平成19年度末現在で120基設置したところであります。平成19年度の収入としましては、歳入総額14億8,137万4,481円に対し、歳出総額は14億8,048万5,274円となり、繰越明許費財源5,000円を含めまして、差し引き88万9,207円を翌年度へ繰り越したところであります。

歳入につきましては、分担金及び負担金が1,774万5,320円で構成比1.2%、使用料及び手数料は4億1,624万3,220円で構成比28.1%、国庫支出金は2,000万円で構成比1.4%、繰入金は2億9,356万7,000円で構成比19.8%、諸収入は665万7,368円で構成比0.4%、市債は高資本費対策借換債、公的資金補償金免除借換債も含めまして7億2,600万円で構成比49.0%、前年度繰越金は116万1,573円で、歳入総額は14億8,137万4,481円となり、前年度に比べ2億8,653万1,399円の増となったところであります。

次に、歳出ですが、下水道費は1億9,864万9,115円で構成比13.4%、個別排水処理事業費は1,102万1,103円で構成比0.8%、公債費は公的資金補償金免除繰上償還を含めまして12億7,081万4,236円で構成比85.8%、諸支出金は820万円で、歳出総額は14億8,048万5,274円となり、前年度に比べ2億8,680万3,765円の増となったところであります。

以下、352ページから395ページまでは関連する調書でありますので、ご高覧をいただき、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長 北谷文夫君 市立病院事務局長。
○市立病院事務局長 小俣憲治君（登壇） 議案第22号 平成19年度砂川市病院事業会計決算の認定を求めることについてご説明申し上げます。

病院事業会計決算書の23ページをごらんいただきたいと存じます。平成19年度は、引き続き縮減された医療保険財源を背景に医療保険制度、医療提供体制の改革が進められる中、診療体制、患者サービスの向上を図るとともに、医療環境施設整備拡充を実施しました。診療施設整備では、超音波診断装置、手術用顕微鏡、ベッドサイドモニターなど2品目の医療機器の取得及び更新を行い、さらなる急性期医療、地域がん診療連携拠点病院、地域周産期母子医療センターとしての機能に対応すべく整備を図りました。また、診療体制では、7対1看護の実施、結核病棟の2床増床、急性期入院医療における診断群分類包括評価、DPCに向けたシステムの整備を図るとともに、地域医療連携、派遣診療の拡充など、地域中核医療施設としての高質で安全な医療の提供と患者サービスの充実に努めてまいりました。さらに、平成17年度から開始した病院改築事業では、平成22年度の開院に向け、実施設計業務が完了したところであります。

それでは、まず患者数であります。入院患者数は14万5,954人で、前年に比べ7,253人の減となり、外来患者数では25万7,046、468人で、前年に比べ9,128人の減となりました。

次に、収益的収支であります。消費税抜きで申し上げますと、収益的収入は106億4,671万3,000円で、前年より5億5,652万9,000円の増となり、収益的支出では106億4,073万5,000円で、前年より5億5,589万7,000円の増となりましたが、収支差し引き597万8,000円の純利益を計上することができました。

次に、資本的収支であります。消費税抜きで申し上げますと、資本的収入は7億7,682万5,000円で、主なものは建設改良に充てる企業債1億7,470万円、公的資金補償金免除借換債4億970万円、投資償還金989万8,000円、国庫補助金3,995万円、一般会計出資金1億3,892万7,000円及び寄附金365万であります。失礼しました。365万円です。資本的支出は13億9,036万5,000円で、内訳は改築事業費1億7,011万円、資産購入費2億9,682万6,000円、住宅改築費2,758万8,000円、建設利息4万1,000円、企業償還金8億8,579万5,000円及び投資1,000万5,000円です。また、企業債未償還残高は、20億1,819万4,000円となっております。

以上が決算の概要でございますが、なお24ページから32ページまでは関連資料となっておりますので、ご高覧いただき、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長 北谷文夫君 続いて、監査委員から監査意見の開陳を求めます。

監査委員。
○監査委員 奥山 昭君（登壇） 地方自治法第233条、失礼しました。地方自治法第233条第2項及び同法第241条第5項の規定により審査に付されました平成19年度の一般会計、各特別会計の決算及び基金の運用状況の概要についてご報告申し上げます。

決算審査は、提出された各会計の決算書、同事項別明細書、決算関係附属書類、財務諸表及び附属説明資料等に基づき、計数の正確性、適法性を確認するとともに、適正で経済的かつ効率的な予算執行に主眼を置いて審査を行った結果、各会計とも計数は正確で適切に処理されており、財産の管理事務も適正に行われていることを認めたところであります。

一般会計は、歳入総額が109億5,484万9,024円、歳出総額は107億4,925万8,354円で、差し引き2億559万670円の剰余金を計上する決算となっております。歳入の財源別構成比で見ますと、自主財源は42.5%、依存財源は57.5%であります。

次に、特別会計ですが、国民健康保険特別会計は、歳入総額25億2,648万4,068円に対し、歳出総額は25億1,830万3,815円で、差し引き818万253円の剰余金を計上。

下水道事業特別会計は、歳入総額14億8,137万4,481円に対し、歳出総額は14億8,048万5,274円で、差し引き88万9,207円の剰余金を計上する決算となっております。

また、老人医療事業特別会計は、歳入総額24億9,063万7,940円に対し、歳出総額は24億9,809万1,617円で、差し引き745万3,677円の不足が生じ、翌年度繰り上げ充用金により充用しております。

介護保険特別会計は、歳入総額12億8,695万6,939円に対し、歳出総額は12億7,642万9,427円で、差し引き1,052万7,512円の剰余金を計上しております。

以上が一般会計及び特別会計の決算審査の概要でございますが、今後におかれましても健全な財政運営と効率的な行政の確保に努められるよう望みまして、報告といたします。

○監査委員 奥山 昭君 地方公営企業法第30条第2項の規定により、審査に付されました平成19年度の病院事業会計の決算審査の概要についてご報告申し上げます。

決算審査は、提出されました病院事業決算書、財務諸表及び附属説明資料等に基づき、計数の正確性、適法性を確認するとともに、適正で経済的かつ効率的な予算執行に主眼を置いて審査を行った結果、計数は正確で適切に処理さ

れており、財産の管理事務も適正に行われているところを、行われていることを認めたところであります。病院事業会計の業務量における年間患者数は、入院、外来ともに減少しており、病床利用率も前年を下回っており、前年度の経営成績においては597万7,770円の純利益を計上することとなり、前年度以前からの建設改良積立金12億6,771万円に当年度未処分利益剰余金15億5,529万9,782円を合計しますと、利益剰余金の合計は28億2,300万9,782円を計上する決算となっております。病院の経営環境は厳しいものがありますが、基幹病院として患者のニーズにこたえ、住民に信頼される医療機関としてなお一層の努力を期待し、報告いたします。

○議長 北谷文夫君 10分間休憩いたします。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時10分

○議長 北谷文夫君 休憩中の会議を開きます。

これより各議案に対する総括質疑を行います。

初めに、議案第17号の総括質疑に入ります。

質疑ありませんか。

土田政己議員。

○土田政己議員 (登壇) ただいま上程されました議案第17号、すなわち平成19年度砂川市一般会計決算につ

いて総括質疑をさせていただきます。

平成19年度決算は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律が施行され、財政健全化判断基準が明らかになっ

たもとでの各自治体の決算で、非常に関心が高まっている中の決算審議でありますので、次の大きな5点について質

疑をさせていただきます。

第1点目は、先ほど報告ありましたように、市税についてであります。自主財源の中心である市税が歳入全体の

中で20.5%を占め、前年比で6.6%の伸びとなっております。中でも個人市民税が27%増になっております

が、法人市民税や固定資産税が減っている状況であります。お伺いしたいのは、市民税の不納欠損についてでありま

す。前年度比284%の増加となっており、中でも固定資産税は前年度比513.2%と大幅な増となっております

です。これは、自主財源の中心である市税が滞納されているということは極めて大きな問題でもありますので、その要因

とこれまでの対応についてお伺いいたします。

あわせて、収入未済額も1億6,000万円を超えておりますので、その要因についても伺いたいと思います。

第2点目は、歳出の中で民生費の社会福祉の中で後期高齢者医療制度の導入に伴う準備費として北海道後期高齢者

医療制度、医療広域連合負担金、あるいは後期高齢者医療制度導入に要する経費、創設準備に要する経費などが支出

されております。そして、本年度4月から後期高齢者医療制度が実施されましたけれども、この実施に伴い、この制

度への国民の批判が非常に大きくなってきており、制度の中止や廃止を求める世論が大変大きくなり、参議院では廃

止法案が可決されるような状況となっております。現時点でのこの後期高齢者医療制度への評価についてお伺いした

いと思います。

第3は、ごみ処理費の中の負担金で、株式会社エコバレー歌志内にごみの処理費を委託を行っておりますけれど

も、最近平成19年度エコバレー歌志内の経営状況が報告されております。それを見ると、当期損失額は約31億

円、借入金の状況は約70億円となっております。この事業報告書によりますと、広域組合の処理委託価格を平成2

0年4月から2年間25%、以降3年間58%値上げしております。処理単価は改善されても依然として廃棄物の絶対量が

不足し、コークスなどの物価高騰から経営はまさに危機的な状況にある、このように報告されております。先月市長

もエコバレーの撤退の話なども発言がありましたけれども、今後このエコバレーはどう、このエコバレーに対する対

応をどうお考えになっているのかお伺いしたいと思います。

4点目に、都市計画費の中の街路事業費、南1丁目街路工事調査委託料についてであります。私たちは、2,00

0万以上かけての調査は無駄だからということでこの予算時に反対をいたしました。本年6月に議会に諮問案を提出

するというふうにならされたけれども、いまだに諮問案は提出されておられません。この計画は

一体どうなるのかお伺いしたいのと、また、その後原油高騰など建設資材の大幅な値上がりによって総事業費40億

円が見込まれておりましたけれども、これは現状に合わせるが、処理単価は改善されても依然として廃棄物の絶対量の

調査資料作成なら、私も指摘したように、市職員の技術職員で十分できた中身だというふうにお考えになって

いるのかお伺いしたいと思います。

最後に、農林費の中の農地・水・環境保全支援事業が平成19年度から取り組まれ、約760万円が支出されてお

ります。この事業は1年目でもありますので、しっかりと検証して地域の農家の環境整備、あるいは農家の方々の大

きなメリットになることが強く求められておりますから、この1年間の事業の評価と個々の農家への具体的なメリッ

ト、今後の課題等についてお伺いし、総括質疑とさせていただきます。

○議長 北谷文夫君 総務部長。

○総務部長 善岡雅文君 (登壇) 私のほうから、平成19年度不納欠損額の大幅増加の要因及び収入未済額の解

消対策についてご答弁を申し上げます。

市税の平成19年度の不納欠損額は、市民税で1,003万5,086円、固定資産税3,892万2,419

円、軽自動車税15万2,200円、都市計画税412万2,495円で、合計5,323万2,200円となっ

ております。昨年が1,386万1,209円でございます。差し引き約3,937万円増加しているところでござ

います。

欠損の理由による内訳につきましては、消滅時効による欠損は192件、1,912万5,174円、執行停止に

よる欠損は6件、18万8,312円、即時欠損は12件、3,391万8,714円となっております。昨年と比

べ大幅に増額となった理由としましては、まず欠損総額約5,300万円のうち即時欠損に該当するものが約3,4

00万円でありました。これは、法人の倒産、廃業によるもので、滞納となっていた固定資産税、都市計画税に対

し、古いもので平成15年より交付要求の措置を図ってまいりましたが、一部配当があったものの完納には至らず、

財産整理終結に伴い、即時欠損したものであります。なお、欠損額が多額になった要因は、今回即時欠損の対象とな

った12件のうち、高額な固定資産税が賦課されている企業が含まれていることによるものであります。

また、その他残りの欠損額については、これまで納税義務者の死亡や転出先不明者など極めて限定的なものを対象

に欠損をしておりますが、地方税法第18条に基づき消滅時効の対象となる平成14年度以前の滞納額約6,6

00万円を対象とし、一部納付や滞納処分等で時効が中断しているものを除き、おおむね地方税法第15条の7、執

行停止の要件に該当するものを抽出した中で整理を進めてまいりました。具体的には、まず1つ目としまして、納税

に対し誠意があり、近年納付内納付を守り、消滅時効、これは5年間でございまして、消滅時効分以外の滞納

税がない者。次に、納税意思を示し、少額納付を続けている生活困窮者。次に、財産差し押さえ、交付要求等の滞納

処分により消滅時効分以外の滞納がなくなっている者。いわゆる直近5年間の滞納がないという者であります。近年

課税がない者が、文書が返戻されるなど、実態調査を経た中で居所不明となっている者。納税義務者本人が死亡し、納

税承継者が不在、不審なもの。廃業により実態がなくなり、財産もないことが明らかである法人を欠損該当者と今回

いたいたしました。その結果、消滅時効による欠損額が192件、1,912万5,174円となつたところであり、法

人の即時欠損の約3,400万円と合わせて約5,300万円の、5,300万円の滞納欠損額となつたところであり

ます。

通行人の潤いといやしによる貢献もあり、費用対効果の面におきまして当該事業実施により十二分の成果が上
がっている。個々の農家の取り組み、参加状況でございまして、市内農家数319戸のうち7つの活動組織に参加してい
る農家戸数は231戸で、参加率72%となっております。今後の取り組みにつきましても、前段でご説明申し上げ
たとおり、事業成果が上っておりますので、5年間の事業期間でございまして、自主的に取り組まれる活動組織
に引き続き当該事業の継続について実施方協議してまいりたいと考えております。

以上でございまして、
○議長 北谷文夫君 土田政己議員。
○土田政己議員 詳しいお答えいただき、ありがとうございました。決算委員会もありませんので、簡潔に幾つかお
伺いしたいと思っております。第1点目の滞り納税問題は変な差押えをしないでも、ただ私もおつ
て、それは差押えをしないでも、やっぱり今この経済事情も反映していること、先ほど聞
なまきと、倒産だるるうという事が多いわけですが、変な差押えをしないでも、やっぱり今この経済事情も反映していること、先ほど聞
も非常に、厳しくなるだろうという事が多いわけですが、変な差押えをしないでも、やっぱり今この経済事情も反映していること、先ほど聞
そこで、お伺いしたいのは、今まで余り差押えをしないでも、やっぱり今この経済事情も反映していること、先ほど聞
よ、もしわかればその差押えの件数がどの程度あるのかだけお伺いしたいというふうに思っております。

それから、後期高齢者医療制度の問題は、説明ありましたように、これ北海道広域連合の話でありますから、私ど
もは、ただ、今非常にこのことをめぐって国民の中に先ほど説明にありました混乱も起きておりますし、それからこ
の20年度に一部手直しをしたということも言われておりますが、先日新聞報道されておりましたように、そのた
に国は広報費だけで8億円も支出している。新聞に広告を出したり、いろいろなこともなかなかな75歳以上のお年寄
いという人が理解をいただけないという事情もありまして、大きな混乱の要因になっております。これから政局がどうな
るかわかりませんが、私としてはやっぱりこういう国民に大事な医療制度であるとか、年金制度であるとか、そ
ういうものについてはやっぱりしっかりと国民の中で議論をして、そして本当にだれもが安心して生活できるよ
うな、そういう制度を確立していくことが大事であって、国民をしてやっぱり混乱させるような制度は大変だというふ
うにも感じておられますので、そういう意味でこの後期高齢者事業についての評価については、砂川市はこれを国の方
に、従って、それから広域連合の方針に従って予算をつくっていくかなければならぬこととはわかるので、しかも、しか
この医療制度をめぐっては、先ほども申し上げたように、国会でも意見が真二つに分かれているような状況もあり
ますし、また政府与党の中でもさまざまな意見が国民の批判にこたえて出ているという点であれば、これは今本
抜本的に見直すか、廃止をすることをしないのかというふうにも考えているが、その線、市長の政治姿勢として
ういうふうにお考えになっているのかお伺いしたいと思います。

3点目のエコバレーの関係は、詳しい説明がありました。6月もあつたようではありますが、私もいろいろ心配
するのは、これに關係する日金属がやっている本州のほうでこの施設がだめになってしまつて、結局自治体のごみ
がたまって大変なことになる事例が最近もあるのです。それで、現在は違う市町村の焼却施設に持っていき
て焼却をされている費用はありますけれども、それはその地域の皆さんや自治体の皆さん頑張って日立全部の予
算というか、かかる費用は持たせようというふうに思っています。したがって、やはりエコバレーの状況を正確に把握しな
くと非常に心配な事業があるというふうにも思っています。したがって、やはりエコバレーの状況を正確に把握しな
ら、今だめになったから、あした次の焼却施設というふうにはなりませんから、やっぱり先ほど言われたように、こ
の焼却施設を、自身でどうするか。この辺は、近隣にないかという点です。北空知も、それから中空知も砂川
区も全部エコバレーに委託しているという点であれば、大変な事態になるのではないかと考えています。そのあたり
各関係の首長さん、あるいは副市長さんあたりで、いろいろ他の町村からのお話も聞かなくてはいけません。今
後の方向づけをやっぱり早くしなければいけないのではないかと考えています。そのあたり再度お伺いして
おきたいというふうに思っております。

南1丁目線の問題については、今説明がありました。しかし、国の道路財源についても非常に不透明であります
し、それからきのうの市町村合併に関する市長の答弁でも財政の見通しも砂川も大変厳しい中でどうかという点では
市民の皆さんでもいろいろ関心が強いし、いろいろな点で意見もたくさんあるところですから、やっぱり私は砂
川市の財政の将来を見通しをしっかりと立てておくべきという点で、さっきも申し上げたように、建設費は大きく
すけれども、これから原油高騰その他でどんなふうになるのか、我々も見通しはつきまませんけれども、新聞報道によ
るとさう大変な事態になるのではないかとこの報道がされているとすれば、建設事業費も大幅にふえていく可能性も
あるので、その辺の見通し、砂川市立病院の例も必要あるのではないかと考えますが、その辺を再度お伺いしたい
というふうに思っております。

最後に、水、農地・水・環境事業は初年度で大変皆さんの努力で進められておりますけれども、ただ私が心配する
のは、一般質問申し上げたように、ことごとくから来年にかけて非常に農業生産、肥料なども初め原油、農業生産資
材が上がって農業を続けられないという声も全道、全国各地で、また市内でも起きているのが実態なのです。住
民の皆さんと一緒に取り組んでいきたいと思いますけれども、中心になっているのはやっぱり地域の農家を中心としなが
この事業に取り組んでいて、本当に5年間きっちり継続していければいいというふうにも思うのですが、しかし私
も5年間経営はもたない、5年どころか来年の営農すらわからぬというような実態にあるとすれば、非常に大変な
状況もありますので、やっぱりこの事業の成果を生かしていくには、やはり農家の経営が安定していく、農家の人た
ちが安心して営農が続けられていく地域環境整備もされていくということとつながるのだからというふうに思
ますので、その辺で来年度以降のやっぱり見通しという点では、非常に事業そのものの中身はさうさうい
ますので、本当に続けられていかれるのかどうかという地域の実態をもう少し踏まえて、やはりさまざまな対応策をとっ
ていただきたいというふうに私自身思っておりますので、そのあたりについてお伺いして、2回目の質疑とさせて
いただきます。

○議長 北谷文夫君 土田政己議員の2回目の質疑に対する答弁は、午後1時から行います。

午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時47分

再開 午後1時00分

○議長 北谷文夫君 休憩中の会議を開きます。

午前中に引き続き総括質疑を続けます。

土田政己議員の2回目の質疑に対する答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長 善岡雅文君 19年度の差し押さえ件数でございます、市税の。これについては27件でございますし
て、平成17年度からは給与、それから預貯金等の差し押さえもあわせて行ってきたところでございます。

○議長 北谷文夫君 副市長。

○副市長 小原幸二君 (登壇) 私のほうから、ごみ処理に係るエコバレーの動向も含めた今後の対応というよう

ですけれども、ただ全国的にこの国保料の問題というのは結構出されておまして、滞納者がふえていたり、保険料を払えなくて資格証明書とか短期証の交付につながるものが多岐にわたっていると全国的に国保の関係では出されているのですけれども、砂川市の場合はそういう19年度の決算の中でどういような状況になっているのか、その辺をお伺いしたいと思います。

あと、2点目としては、先ほどの、今もいろいろ不納欠損のことで議論あったところなのですが、国民健康保険税も今年度は例年になく多い額なもので、監査の中です時効完成とか執行停止によるものがあるということも先ほのですが、この点も具体的に内容をお伺いしたいと思います。あと、滞納金とか、それについても先ほど市税の中で議論されていた内容で同じような回答が来るのかというふうには思っておりますが、やはり国保税、やはり住民の健康を守る保険、大変重要な会計なものですから、その点についてもお伺いしたいと思います。

以上です。
○議長 北谷文夫君 市民部長。

○市民部長 井上克也君（登壇）平成19年度に保険税が上がったことによる資格証明書及び短期被保険者証の本資格証の交付状況については、まずご答弁申し上げます。1年以上の滞納などが交付基準となっておりますので、平成20年度の交付数が確定してない状況での判断は難しいところでありますが、年度当初の5月1日現在の交付数を比較いたしますと、平成18年5月1日現在では120世帯、平成19年5月1日現在では123世帯、平成20年5月1日現在では116世帯となっておりまして、この数字から想定いたしますと国保税を上げたことによる資格証明書交付の影響は小さかったものと推察しております。また、短期被保険者証につきましては、平成18年5月1日現在では84世帯、平成19年5月1日現在では92世帯、平成20年5月1日現在では81世帯となっておりまして、被保険者証、短期被保険者証につきましては影響は小さかったものと推察しているところであります。資格証明書及び短期被保険者証の交付においては、国保税を納めていただいております世帯との整合性を図りながら、滞納世帯の状況を十分に考慮して交付するところといたします。

○議長 北谷文夫君 総務部長。

○総務部長 善岡雅文君（登壇）私のほうから、不納欠損額の大幅増加の要因及び未済額の解消対策についてご答弁申し上げます。

国保税の平成19年度の不納欠損額は3,313万6,562円で、昨年が1,238万6,843円でありましたので、約2,075万円増加しております。昨年と比べて大幅に増加となった増額となった理由としては、これまで納税義務者の死亡や転居先不明など極めて限定的なものが対象に実施してまいりましたが、国民健康保険では収納率に依る調整率のペナルティが定められており、平成19年度までは当該課税の93%以上がペナルティのない収納率でありました。今後の方針として、過去の未納額である滞納繰り越し分の収納率も加えて一定の率を定めようとする動きがあることから、国保税の収納対策には滞納繰り越しの縮減も必要となるところであります。そのため、平成19年度の不納欠損に対する考え方を地方税法第18条に基づき消滅時効である平成14年度以前の滞納の約8,200万円を対象に一部納付や滞納処分等で時効が中断しているものに地方税法第15条の7、執行停止の要件に該当するものを抽出した中で整理を進めてまいりました。具体的には一般会計の市税と同様な考え方で欠損の該当者とすると、欠損額は116件で3,313万6,562円となりました。内訳としましては、市内居住者が87件の2,667万1,562円、市外の者が31件で646万5,000円であり

ます。また、欠損金の処理であります。地方税法の規定により時効により納税義務が消滅したり、滞納処分をすることができない要件に該当し、一定の期間が経過したものについては滞納している税は徴収することができなくなりま

す。そのため、徴収できなくなった税金は欠損処分することで滞納税額より除外することとなります。すなわち、19年度中に欠損処分した税額について年度末に不納欠損額として決算処理をし、次年度以降の滞納税額から除くこととなるものであります。未納額の解消についての対策につきましては、短期証、資格証明書を活用した納税折衝を進めつつも市税の収納対策と同様に、いわゆる税をきちんと納めてもらう方とそうでない方の公平さを許さないという方針のもとに電話連絡、臨戸訪問による納税折衝に加え、夜間納税相談の開設や夜間納付窓口の設置、市外転出者に対する管外徴収等を実施しながら、平成18年度から積極的に行っている差し押さえ等を状況に応じて強化してまいりたいと考えているところであります。

○議長 北谷文夫君 中江清美議員。

○中江清美議員 今部長のほうからいろいろご答弁いただきました。それで、収入、収入率というのは、今年度、19年度は上がってまいりましたけれども、ただやはりその中で資格証明書を発行されている方、18年かざっと見ますと少し少なくなってきているところですが、やはり120から123、これは116ということで、結局この方たちというのは保険証を、実際に病院にかかるときの窓口で全額払わなければならない人たでいて国保税が滞納されて、そして資格証明書になんか病気に慢性疾患かといろいろ抱えてやむなく仕事ができなくて行って手おくれ網で亡くなるというので最近全国の中で何例か出ております。そういうことで保険証というのはいり公平性という言葉も何回か出てくるのですけれども、私はやはり砂川市として砂川市民、本当に悪質でお金を払わない人た

ちに対して資格証明書というのはいり公平性という言葉も何回か出てくるのですけれども、私はやはり砂川市として砂川市民、本当に悪質でお金を払わない人た

これで質疑を終わります。
以上で第1号の報告を終わります。

◎日程第7 報告第2号 平成19年度砂川市下水道事業の資金不足比率の報告
について

○議長 北谷文夫君 日程第7、報告第2号 平成19年度砂川市下水道事業の資金不足比率の報告についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長 西野孝行君 (登壇) 報告第2号 平成19年度砂川市下水道事業の資金不足比率について報告いたします。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成19年度砂川市下水道事業特別会計決算に基づき資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、別紙のとおり審査意見書が提出されましたので、資金不足比率について報告するものであります。

平成19年度下水道事業特別会計の資金不足額の事業規模に対する比率である資金不足比率は、決算において88万4,000円の剰余額が生じたことから発生しないものであります。

なお、経営健全化基準は2%と定められており、資金不足比率が経営健全化基準を上回った場合は経営健全化計画を定めなければなりません。この基準による経営健全化計画の策定は平成20年度決算に基づくものから適用となるものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 北谷文夫君 これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

以上で第2号の報告を終わります。

◎日程第8 報告第3号 平成19年度砂川市病院事業の資金不足比率の報告に
ついて

○議長 北谷文夫君 日程第8、報告第3号 平成19年度砂川市病院事業の資金不足比率の報告についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

市立病院事務局長。

○市立病院事務局長 小侯憲治君 (登壇) 報告第3号 平成19年度砂川市病院事業の資金不足比率の報告についてご説明申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき、平成19年度砂川市病院事業の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、別紙のとおり審査意見書が提出されましたので、資金不足比率について報告するものであります。

平成19年度病院事業会計の決算では、流動資産46億1,361万7,000円、流動負債3億4,345万

9,000円となり、資金不足額が生じないことから、資金不足比率はなしであります。

なお、経営健全化基準は2%と定められておりますが、平成20年度決算から資金不足比率がこの基準以上の場合は経営健全化計画の策定及び外部監査の義務づけがなされることとなるものであります。

以上、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長 北谷文夫君 これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

以上で第3号の報告を終わります。

◎日程第9 報告第5号 監査報告
報告第6号 例月出納検査報告

○議長 北谷文夫君 日程第9、報告第5号 監査報告、報告第6号 例月出納検査報告の2件を一括議題とします。

監査報告及び例月出納検査報告は、文書で配付のとおりであります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

以上で監査報告及び例月出納検査報告を終わります。

◎日程第10 意見案第1号 道路整備に必要な財源の確保に関する意見書につ
いて

意見案第2号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書について

意見案第3号 農業用生産資材高騰に関する意見書について

意見案第4号 介護労働者の人材確保と待遇改善に関する意見書
について

○議長 北谷文夫君 日程第10、意見案第1号 道路整備に必要な財源の確保に関する意見書について、意見案第2号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書について、意見案第3号 農業用生産資材高騰に関する意見書について、意見案第4号 介護労働者の人材確保と待遇改善に関する意見書についての4件を一括議題とします。

提案者の説明を求めます。

〔「説明省略」と呼ぶ者あり〕

説明省略とのことですが、説明省略にご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、説明を省略します。

これより意見案第1号から第4号の質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。

討論ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
討論なしと認め、これで討論を終わります。
これより、意見案第1号から第4号までを一括採決します。
本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会宣告
○議長 北谷文夫君 これにて日程のすべてを終了しました。
平成20年第3回砂川市定例会を閉会いたします。
大変ご苦労さまでした。
閉会 午後 3時13分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成20年9月11日

砂川市議会議長

砂川市議会議員

砂川市議会議員